

熊本市西消防署建設基本・実施設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「熊本市西消防署建設基本・実施設計業務委託」に係る契約事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による手続を実施するために、必要な事項を定める。

1 業務概要

(1) 業務委託名

熊本市西消防署建設基本・実施設計業務委託

(2) 目的及び概要

本市西消防署は、昭和 62 年（1987 年）の竣工から令和 8 年（2026 年）時点で 39 年が経過しており、本市は「熊本市公共施設等総合管理計画」に基づき、大規模改修事業の実施時期が近づいていた。

当該施設は中央区に位置しており、市民サービスの向上や災害対応力の強化を図るために「1 区 1 消防署体制」の確立及び平成 28 年（2016 年）熊本地震の教訓を生かし、大規模災害時の緊急消防援助隊（大規模災害等において被災した都道府県内の消防力のみでは対応が困難な場合に、人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制（平成 7 年（1995 年）6 月創設）等の受援体制の強化などが求められていた。

このような状況を踏まえ、近隣の田崎出張所の集約も含めた西区池上地区への移転建替えを行うこととし、移転先の敷地の有効活用及び立地を考慮し、西区の防災拠点として、また大規模災害時の緊急消防援助隊等の活動拠点としての施設整備の実現を目指し、令和 8 年（2026 年）3 月に「熊本市西消防署庁舎整備基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定したところである。

本業務は基本計画を踏まえ、令和 12 年度（2030 年度）末の竣工を目指して基本・実施設計業務委託を行うものである。

(3) 業務内容

別紙 1「熊本市西消防署建設基本・実施設計業務委託基本仕様書（以下「基本仕様書」という。）」のとおり。

(4) 履行場所

熊本市西区池上町字中園 7 4 2 番他

(5) 履行期間

契約締結日から令和 10 年（2028 年）1 月 31 日（月）まで

(6) 提案上限額 213,633 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市都市建設局公共建築部営繕課

電話 0 9 6 - 3 2 8 - 2 5 7 3（直通）

メールアドレス eizen@city.kumamoto.lg.jp

3 参加資格

参加者は、単独企業又は共同企業体とする。また、単独企業にあつては当該企業が、共同企業体にあつては全ての構成員が、次に掲げる条件（1）～（11）を全て満たしていることとする。

- （1）熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和 4 1 年規則第 1 5 号）第 3 条に規定する競争入札参加資格審査申請書を提出し、第 1 0 条に規定する有資格業者名簿において業種分類「コンサル」及び業種種別「建築設計」に登録されている者であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- （3）会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- （4）熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 1 8 年告示第 1 0 5 号）第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。
- （5）熊本市から熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱、熊本市上下水道局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱、熊本市交通局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱又は熊本市病院局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- （6）消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- （7）過去 3 年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であつて契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- （8）業として発注する業務委託に係る業務を営んでいること。
- （9）熊本市公契約条例（令和 7 年条例第 5 4 号）第 8 条に基づき誓約書を提出するなど、本条例を遵守していること。
- （10）建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）に規定する一級建築士事務所であること。
- （11）当該業務に関して、建築士法に規定する一級建築士を管理技術者（直接雇用関係を有する者に限る。）として配置できること。

単独企業にあつては当該企業が、共同企業体にあつては構成員のうち少なくとも 1 社が、次に掲げる条件を満たしていること。

- （12）単独企業又は共同企業体の構成員として受注した業務として、平成 2 3 年度（2 0 1 1 年度）以降に履行が完了した、消防組織法第 1 0 条第 1 項に規定する消防署又は類似施設（公共建築設計者情報（PUBDIS）における施設用途分類のうち小分類が「保安防災施設」に相当するもの）の新築、増築、又は、大規模改修に関する基本又

は実施設計業務の実績を有すること。

ただし実績については、消防署又は類似施設のうち設計した床面積が 1,500 m²以上のものに限る。

なお、共同企業体で参加する場合において、申請した団体等が2以上の共同企業体の構成員となることはできない。共同企業体での申請については、申請後の代表者及び構成員の変更は認めない。

4 共同企業体で参加する場合の資格認定申請

次の要領で共同企業体の資格認定申請を行うこと。

(1) 資格認定申請書類

法人その他の団体であって、共同企業体を結成して熊本市西消防署建設基本・実施設計業務を受託しようとする者は、申請日までに共同企業体を結成し、資格認定申請書類として様式第6号及び様式第7号を提出するものとする。

(2) 資格認定申請書の提出方法、提出期限、提出部数、提出先

下記「6 申請手続等(2) 参加手続き等」と同様とする。

(3) 共同企業体の業務形態

構成員は、それぞれの優れた技術力及び人的・物的能力を結集して、各々受持つ業務内容を基にしてあらかじめ定めた出資の割合（例えば、A社60%、B社40%）に応じて資金、人員、器械等を拠出して業務を共同で履行するものとする。

(4) 代表者の要件

構成員において決定された代表者（経営規模等なんらかの方法で優位性を比較し、優れているもの）が共同企業体協定書において明らかであること。

(5) 資格認定結果の通知

参加資格の結果と同時に書面により通知する。

(6) 資格の有効期間

前項の共同企業体としての資格の有効期限は、共同企業体としての資格の認定の日から当該業務の委託が満了する日までとする。ただし、当該契約の契約候補者として選定されなかった者にあつては、当該契約の契約候補者が熊本市と契約を締結した日までとする。

5 スケジュール（予定）

内 容	日 程
実施公告	令和 8 年（2026 年） 8 月 24 日（月）
実施要領等交付期間	令和 8 年（2026 年） 9 月 4 日（金）正午まで
参加表明書の提出期限	令和 8 年（2026 年） 9 月 4 日（金）正午まで
質問書の提出期限	令和 8 年（2026 年） 9 月 4 日（金）正午まで
質問書の回答期限	令和 8 年（2026 年） 9 月 8 日（火）正午まで
一次審査の結果通知	令和 8 年（2026 年） 9 月 8 日（火）正午まで
企画提案書の提出期限	令和 8 年（2026 年） 9 月 25 日（金）正午まで
ヒアリング審査	令和 8 年（2026 年） 9 月 30 日（水）予定
選定結果通知	令和 8 年（2026 年） 10 月 1 日（木）発送予定

※ ただし、参加表明書提出者数により、スケジュールを変更する可能性がある。

6 申請手続等

(1) 参加表明書、基本仕様書等の交付期間及び方法

令和 8 年（2026 年）8 月 24 日（月）から同年 9 月 4 日（金）正午まで熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は 2 の担当部局で配布する（担当部局での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「休日」という）を除く）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前 9 時から午後 5 時までとする。熊本市ホームページでは、その運用時間内にダウンロードできる。

なお、基本仕様書等は参加表明書提出締切日までの間、2 の担当部局で閲覧に供する。

(2) 参加手続き等

本件プロポーザルの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、参加資格の有無は市長の確認を受けなければならない。

提出方法等は、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

(ア) 参加表明書兼資格確認申請書（様式第 1 号）

(イ) 参加資格審査調書（様式第 2 号）

(ウ) 同種（類似）業務実績調書（様式第 3 号）

単独企業にあつては当該企業、共同企業体にあつては構成員のうち少なくとも 1 社及び管理技術者の同種又は類似業務の実績（平成 23 年度（2011 年度）以降に履行が完了した、消防組織法第 10 条第 1 項に規定する消防署又は類似施設（公共建築設計者情報（PUBDIS）における施設用途分類のうち小

分類が「保安防災施設」に相当するもの)の新築、増築、又は、大規模改修に関する基本又は実施設計業務(消防署又は類似施設のうち設計した床面積が1,500 m²以上のものに限る。))

なお、同種又は類似業務の実績は、参加表明書等提出日までに履行が完了したものに限る。

- (エ) 単独企業にあつては当該企業、共同企業体にあつては構成員のうち少なくとも1社の同種又は類似業務の実績を有することを証明する資料(契約書、業務仕様書、業務実施体制書、設計図等(いずれも写しで可))

管理技術者の同種又は類似業務の実績を有することを証明する資料(契約書、業務仕様書、業務実施体制書、設計図等(いずれも写しで可))

なお、管理技術者の実績は2件までとする。

- (オ) 会社概要書(様式第4号)
(カ) 業務実施体制調書(様式第5号)
(キ) 資格証の写し
(ク) 資格認定申請書(共同企業体用)(様式第6号)※共同企業体で申請の場合
(ケ) 共同企業体協定書(様式第7号)※共同企業体で申請の場合

イ 提出期限

令和8年(2026年)9月4日(金)正午まで

郵送する場合は、令和8年(2026年)9月4日(金)正午までに営繕課必着のこと。なお、不慮の事故による紛失または遅配は考慮しない。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

- (ア) 持参の場合
2の担当部局
(イ) 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長(熊本市都市建設局公共建築部営繕課)宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

オ 留意事項

- (ア) 様式は、参加表明書等提出日時点で記載すること。
(イ) ア(ウ)(エ)(キ)の書面が添付されていない場合は、その実績又は資格を有しているとは認めない。また、ア(エ)により提出された書類では、同種又は類似業務の実績を有することが判断できない場合も実績を有しているとは認めない。

(3) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果(参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。)は、書面により通知する。

7 参加資格の確認及び一次審査の実施

(1) 審査

市は、参加表明書の提出者の中から、提出書類に基づきプロポーザル実施要領に定める資格の確認を行うとともに、資格を満たす者についての評価点を決定し、企画提案書を提出できる者として上位6者程度を選定する。

(2) 評価項目

別紙2「審査基準」に沿って実施する。

(3) 結果の公表

審査の結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）は、参加表明提出者全員に通知する。

8 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

9 説明会

現地説明会は実施しない。

10 基本仕様書等に対する質問

(1) 基本仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式は自由）により持参又は電子メールにて提出すること。

ただし電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和8年（2026年）8月24日（月）から同年9月4日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

※ ただし、9月4日（金）は正午までの提出とする。

ウ 提出先

2の担当部局

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和8年（2026年）9月8日（火）までに開始し、同年9月25日（金）正午までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

1 1 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者である場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。再度公告し、プロポーザル参加者が1者以上あった場合、プロポーザルを行うものとする。

1 2 企画提案書の提出について

7 (3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、企画提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類及び提出方法

ア 提出書類

- (ア) 企画提案書提出書（様式第8号） ※A4版
- (イ) 参考見積書及び内訳書（任意様式） ※A4版又はA3版
- (ウ) 業務スケジュール案（任意様式） ※A4版又はA3版
- (エ) 特定テーマに関する提案書（任意様式） ※A3版 特定テーマ1頁以内

イ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

ウ 注意点

- (ア) 提出書類の規格はA4版左とじ・横書き・片面とする。
なお、A3版の書類はA4サイズに折り込むこと。
- (イ) アにおける(ア)から(エ)までをセットにすること。

(2) 特定テーマ

ア 基本計画の趣旨及び基本計画（P52）の概算事業費に納めるために必要なコスト抑制の工夫を踏まえつつ、下記に示す特定テーマ1、2、3について、それぞれ提案すること。なお、コスト抑制の工夫を踏まえた概算事業費を提案に示すこと。

(ア) 基本計画（P9）の施設整備の基本方針4に関する提案【テーマ1】

訓練棟は、施設整備の基本方針4「訓練棟の整備による『対応能力の強化』」より、消防救助技術大会仕様、水難救助に対応した訓練施設（潜水プール）を整備し、近年の様々な災害等に対応するための実践的訓練が可能な施設の整備が必要である。一方で、災害時には受援施設としての利用も想定され、受援機能も有した施設の整備が求められる。

そこで、以下①②の各項目について、施設整備に必要な考え方を項目別に提案すること。

- ①消防救助技術大会仕様、水難救助に対応した実践的訓練が可能な訓練施設
- ②災害時の受援対応が可能な訓練施設

(イ) 基本計画（P 8, 9）の施設整備の基本方針 2, 5 に関する提案【テーマ 2】

庁舎棟は、施設整備の基本方針 2「災害時にも維持機能できる『安心のしくみ』」及び基本方針 5「人と環境に配慮した『持続可能な庁舎』」より、防災拠点として災害に強く、また環境に配慮した快適性と将来の改修コストの抑制を含むライフサイクルコスト低減との両立が可能な施設の整備が求められる。

そこで、以下①②の各項目について、施設整備に必要な考え方を項目別に提案すること。

①様々な災害時にも機能を維持できるしくみを備える庁舎施設

②必要な環境性能を有しつつ将来の改修コストを抑制できるしくみを備える庁舎施設

(ウ) 基本計画（P 6 5）の整備スケジュール、関連業務との調整方法、DX 化に関する提案【テーマ 3】

本事業では、財政上有効な事業債の活用を踏まえ、令和 13 年度（2031 年度）に運用開始が必要である。一方で、関連する土木設計業務との調整による手戻り等が無いような、適切な設計工程の調整が必要である。

また、本市では市政全般にわたり DX 化を推進し、公共営繕分野においても積極的に DX 化を推し進めており、本業務においても設計及びその後の整備工事や維持管理で有効と思われる BIM などの DX 手法が求められる。

そこで、以下①②の各項目について、具体的な実施方法を項目別に提案すること。なお、①の設計工程は別紙 3「事業工程予定表」を参照のうえ提案すること。

①関連業務や本市関係者への確認期間も考慮した設計工程及び設計の各段階に応じた意思決定や手戻りの抑制を含む調整方法

②本業務で取り組み可能かつ課題解決に有効と思われる BIM などの DX 手法の導入による設計業務効率化や具体的な利活用方法

イ 特定テーマに関する提案書は任意様式とする。ただし、以下の留意事項に従うこと。

(ア) 指定する頁数以内に必要に応じて図、表等を用いてわかりやすく記載すること。指定する頁数を超えている場合は、超えた頁数の部分は評価しない。

(イ) 文字の大きさは 10.5 ポイント以上とすること（図表については、必要に応じて 10.5 ポイント未満も可）。

(ウ) 様式は A 3 版用紙とし、電子データのファイル形式は PDF で提出すること。

(エ) 色の指定はないが、白黒複写を行った場合においても、内容が理解できるようにすること。

(オ) 提案に当たっては、できる限り定量的に示すこと。定量的に表すことが不可能な場合には、できる限り具体的に記述すること。

(カ) 仕様書のコピーや「仕様書のとおりに」といった記述に終始しないこと。

(キ) 業務実績を示す必要があるものは、当該実績を示す契約書の写しや業務概要

等を適宜添付すること。

- (ク) 図面、パース等の表現については、大臣官房庁営繕部 平成30年4月2日事務連絡「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」に準ずるものとし、過度な表現とした場合は、関係するテーマの点数から減点する。

(3) 提出期限

令和8年（2026年）9月25日（金）正午まで

郵送する場合は、令和8年（2026年）9月25日（金）正午までに営繕課必着のこと。なお、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

(4) 提出部数

ア 正本1部（添付書類を含め、参加者名がわかるもの）

イ 副本6部（12(1)ア(ア)は不要。また、添付書類を含め、正本から社名及び社名を類推できる表現・ロゴ等を外すこと。業務実績についても社名は伏せて記載すること。社名及び社名を類推できる表現とした場合は減点する。押印は不要）

ウ 電子データ（正本及び副本とも、紙提出とは別にそれぞれ電子データ（DVD等によること。）も提出すること。）

(5) 提出先

ア 持参の場合

2の担当部局

イ 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市都市建設局公共建築部営繕課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「企画提案書在中」を明記すること。

1.3 審査の方法等

(1) 審査の主体

「熊本市西消防署建設基本・実施設計業務委託契約候補者審査会設置要綱」に基づき、「熊本市西消防署建設基本・実施設計業務委託契約候補者審査会」において行う。

(2) 審査の基準

別紙2「審査基準」によるものとする。

(3) 審査の方法

ア 参加表明書の提出者の中から、提出書類に基づき参加資格の確認及び一次審査を行い、企画提案書を提出できる者として上位6者程度を選定する。

イ 企画提案書等及びヒアリングを基に二次審査を実施し、一次審査と二次審査の合計点の最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。

ただし、最高得点者が複数となった場合は、審査会会長の二次審査の合計点数が最も高い者を選定するものとする。

なお、合計点が評価総得点の60パーセント未満である場合は、市が要求する水準に満たないものとして契約候補者として決定しない。

また、プロポーザル参加者が1者の場合も審査会を実施し、合計評価点が評価総得点の60パーセント以上であれば、契約候補者として選定するものとする。

1.4 企画提案書等のヒアリングの実施

(1) 実施日時

令和8年（2026年）9月30日（水）予定

(2) 実施場所

熊本市中央区大江3丁目1番3号

熊本市消防局内

※場所及び時間については、別途指示するもの。

(3) 実施方法

対面による質疑応答形式

※やむを得ない事情により面談による企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングを実施せず、オンラインによるヒアリングや、審査委員による企画提案書等の書類審査のみを実施する可能性がある。

なお、書類審査のみとする場合、企画提案書について審査委員から質問等があるときは、事前に書面にて実施する場合がある。最終的な審査実施方法については、企画提案書等の受領後に別途指示する。

(4) 企画提案書等に関するヒアリングは、以下に定めるほか、別紙2「審査基準」に沿って実施する。

(5) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、このプロポーザルは無効とする。

ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時にヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、このプロポーザル参加者のヒアリング実施項目は、全て0点として取り扱うものとする。

(6) ヒアリングについて

ア 出席者は3名以内とする。

イ ヒアリングは非公開とする。

ウ ヒアリング時間は、30分以内とする（最初の15分以内でプロポーザル参加者による説明の後、審査委員による質疑を15分以内で行う。）。

エ ヒアリング時の説明に際しては、提出した企画提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。

オ 結果については、プロポーザル参加者に対して郵送により通知する。

1.5 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、熊本市ホームページにより公表を行うものとする。

1 6 契約候補者として決定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由を、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1 7 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第22条に定めるところにより、納付を要するものとする。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約の保証に関する取扱いについては、熊本市契約事務取扱規則及び熊本市工事競争入札心得（平成2年告示第107号）のほか、熊本市工事請負契約等における契約の保証に関する取扱要領（平成9年4月1日市長決裁）によるものとする。

- (3) 契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

- (4) 参加表明書等に関する事項

- ア 提出期限までに参加表明書等及び企画提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。
- イ 参加表明書等及び企画提案書等の作成及び提出（並びにヒアリング）に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により、開示する場合がある。
- エ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。
- オ 提出期限後における参加表明書等及び企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
- キ 企画提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この企画提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約

の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

- (5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格を認めた者に対して参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知において理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面により説明を求めることができる。
- (6) 契約候補者の決定後、契約締結までの間に、契約候補者が3に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可）。
- (8) 基本仕様書は、業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、契約候補者の決定後、契約候補者と熊本市との協議により決定する。